

水道事業基盤強化方策検討会の報告書抜粋

2.経営基盤強化について

(6)都道府県営水道事業の位置付けの明確化

上記のように広域的に水道事業を実施することには利点があり、現に都道府県営水道事業や、水道事業を都道府県単位で統合する取組もあることを踏まえ、水道事業について、市町村に加え、都道府県も主要な経営主体として位置づけることを検討すべきである。

現 状

○現行の水道法は、水道事業は原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができることとされている。

⇒現在でも都道府県は水道事業を営むことが可能。

◎水道法(昭和32年法律第177号)(抄)

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

主な論点

○都道府県を水道行政の中でどう位置づけるべきか。市町村経営原則をどう扱うべきか。

・市町村経営原則を維持しつつ、**都道府県が経営主体となる場合**としてどのような場合が考えられるのか。

①給水区域が**複数市町村の給水区域にまたがる**場合

(都道府県営水道用水供給事業を営む都道府県と末端水道事業が統合する場合(垂直統合)を含む。)

②給水区域の**市町村の規模その他を勘案して**都道府県が営むことが**適当と認められる**場合

・市町村は、一部事務組合の設置による水道事業の経営や他の水道事業者との連携による事務の実施ができる旨を明確にしてはどうか。

※加えて、都道府県は、都道府県下の水道事業者等の事業基盤が強化されるよう、事業者間の連携を支援する等、都道府県下の水道事業の持続性を図る施策を講じなければならないこととしてはどうか。

2

水道事業基盤強化方策検討会の報告書抜粋

2.経営基盤強化について

(2)広域連携の推進

(国の役割)

水道事業者間の連携は水道の持続性を高めるために重要な取組であることから、国は、都道府県による広域的な連携の推進の取組状況について定期的なフォローアップを行い、広域連携のあるべき方向性について示す等により、都道府県の認識を高め、その取組を後押しすべきである。その際には、都道府県に対し、広域連携の好事例や課題について情報提供を行い、全国的な共有化を図るとともに、職員派遣等の取組に対して財政支援すること等を検討すべきである。

(都道府県の役割)

市町村を包括する広域の地方公共団体であり、広域にわたる事務や市町村に対する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府県が、関係市町村による協議の場を設定する、自ら連携の鍵となる人材を供給する又は事業者等との交流を通じて発掘するなど、地域の連携の推進役を担うことが重要である。

(3)都道府県の機能の強化

都道府県下の水道事業者の連携強化を図りやすくなるよう、都道府県に、以下の権限等を付与すべきである。

1)協議会の設置

都道府県は、都道府県下の水道事業者の連携を図るため、協議会を設置することができることとし、協議会の構成員は協議会の決定事項を尊重する義務を負うものとする。

また、市町村からの要請を受けた場合には都道府県は協議会を設置しなければならないものとするとも検討すること。

2)都道府県による財政支援

都道府県は、都道府県下の水道事業者に対し、国から交付された交付金の交付事務を引き続き担うこと(平成27年度から実施)。加えて、水道事業者の支援を行おうとする都道府県の取組が円滑に進むよう、都道府県が独自に水道事業者に対して財政支援を行える枠組を設けること。

3)都道府県主導による水道事業基盤強化計画の策定

地方公共団体の要請を受けて都道府県が策定する広域的水道整備計画(水道法第5条の2)とは別に、要請がなくとも都道府県が自発的に、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に関する具体的な計画を関係地方公共団体と協議の上で策定できるものとする。

(4)事業統合の方向性

(水道用水供給事業と水道事業の統合の推進)

水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、水源から給水栓までの一元管理が実現され、安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であるとともに、既に施設がつながっているため施設の統廃合が行いやすい、水道用水供給事業の所有する水源や浄水場等と受水事業者が所有する施設との再編により合理的な施設利用が図られるなど統合の利点が多いと期待されることを踏まえ、水道用水供給事業を地域の水道事業の統合の核として、積極的に推進すべきである。

現状

- 水道法上、給水人口5万人以下の水道事業者に対する認可等の権限を都道府県に付与。
- 広域的な観点での権限は、広域的水道整備計画の策定権限を付与。
但し、市町村等からの要請が必要。
- 都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、給水人口5万人を超える水道事業についても、平成28年4月から、厚生労働大臣の指定を受けた都道府県(現在大阪府を指定)に対して、都道府県内で水利調整が完結する等の条件を満たした場合について、認可及びそれに付随する権限が移譲されることとなった。(「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」)

主な論点

- 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。
- 広域連携の有力な一方策であると考えられる水道用水供給事業と受水水道事業の統合をどう推進すべきか。
- 国は都道府県の取組や水道事業者の取組をどう支援すべきか。

4

【検討事項】広域連携の推進等による水道事業の基盤強化のための枠組みの考え方(案)

広域連携の推進、施設の更新・耐震化等による水道事業の基盤強化をさらに進めるため、以下の枠組みを追加してはどうか。

- 国は、水道事業の基盤強化を図るための基本的な方針を定め、公表するものとしてはどうか。
(内容)
 - ・施設の計画的更新・耐震化の促進、広域連携(統合、人材派遣、水質の共同管理等)の推進に関する基本的事項
 - ・水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)間等の統合に関する基本的な事項・よるべき基準
- 国は、国が保有する情報を都道府県・市町村に対し積極的に提供等することとしてはどうか。
- 都道府県は、水道事業等の広域的な連携を図るための協議の場を設けることができることとしてはどうか。
(次頁参照)
- 都道府県は、国の定める基本的な方針に基づき、市町村からの要請がなくとも、水道事業の基盤強化を図るための計画を策定できることとしてはどうか。
(内容)
 - ・都道府県内の水道事業者等が行う水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進等に関する事項
 - ・都道府県内の水道事業者等が行う広域連携による水道事業の大規模化・人材確保の推進等に関する事項
 - ・統合を検討する事業者の組合せ
- その際、関係市町村の了解を得るような仕組みが必要か。
- 統合を検討するとされた事業者は、協議により、統合の計画を作成するものとしてはどうか。
(内容)
 - ・統合に関する基本方針
 - ・統合に係る施設整備等に関する事項
 - ・統合後の水道事業
- 水道事業の基盤強化を図るための計画や統合の計画は公表することが適当ではないか。

5

広域連携の推進等による水道事業の基盤強化のための枠組みの考え方(案) (協議会のイメージ(案))

【趣旨・内容】

- 料金や財政状況、施設整備水準等の水道事業者間の格差が阻害要因となり、水道事業者自らが広域連携の検討の契機を捉えられない現状があることから、広域連携の足掛かりを与える推進役として都道府県の積極的な関与が期待されている。
- また、都道府県側からも、都道府県が主催する協議の場の重要性が指摘されている。
- こうしたことから、都道府県が主体となり、水道事業者・水道用水供給事業者を構成員として、広域的な連携による事業運営の効率化を協議するための場を設けることができることとしてはどうか。
- 構成員には、必要に応じ、学識経験者等を追加することができることとしてはどうか。
- 協議会における協議が整った事項については、構成員は協議結果を尊重しなければならないこととしてはどうか。

【協議会の構成のイメージ】

- 地域の実情に応じて、様々な構成員・規模が考えられ、都道府県内の広域連携を図るブロックごとに複数設置することも考えられる。

< 構成員の例1 >

都道府県

水道行政担当課、市町村担当課、広域連携担当課等

市町村等

都道府県内の全水道事業者・水道用水供給事業者
(都道府県の企業局等を含む)

学識経験者

水道事業経営の効率化に関する知識を有する者等

< 構成員の例2 >

都道府県

水道行政担当課等

市町村等

Aブロックの水道事業者・水道用水供給事業者
(都道府県の企業局等を含む)

※ブロックごとに複数の協議会が設置されるイメージ。

6

水道法における国・都道府県・市町村の役割

- 水道法は水道事業者に対する都道府県の権限として、水道事業等の認可等の権限を付与。
- 広域的な観点での権限は市町村からの要請が必要な広域的水道整備計画の策定権限を付与。

	国	都道府県	市町村
責務	水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じる。(第2条第1項)	水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努める。(第2条の2第2項)	・地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努める。(第2条の2第1項)
水道事業・水道用水供給事業の認可等/水道事業・水道用水供給事業の経営	○水道事業・水道用水供給事業の認可等 水道事業者等の規模に応じ、国(給水人口5万人超等)及び都道府県(給水人口5万人以下等)に水道事業等の認可の権限が与えられており、認可権者として、事業者への報告徴収・立入検査等の権限も与えられている。(第6条第1項、第39条第1項等)		○水道事業・水道用水供給事業の経営 水道事業は原則、市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができる。(第6条第2項) ※市町村単独事業ではなく、一部事務組合を設け、水道事業の広域化を図っている場合もある。
広域的水道整備計画の策定	—	広域的水道整備計画の策定。 ※都道府県知事は、市町村(一部事務組合や都道府県県営である場合を含む。)から要求があった場合には当該計画を定める。 (第5条の2第2項)	都道府県知事に対する広域的水道整備計画の策定要請。 (第5条の2第1項)
合理化の勧告	複数の水道事業者等に対し、事業を一体として経営すること等が当該事業の現状等から合理的であり、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、その旨勧告ができる。(第41条) 合理化後の事業規模に応じ、国又は都道府県に権限が与えられている。		—

・地方分権改革の一環として、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」に基づき、給水人口5万人を超える水道事業についても、平成28年4月から、厚生労働大臣の指定を受けた都道府県(現在大阪府を指定)に対して、都道府県内で水利調整が完結する等の条件を満たしたもののについて、認可及びそれに付随する権限が移譲されることとなった。

7

国	都道府県	市町村
<p>国が本来果たすべき役割を重点的に担うものとし、次の3類型を例示。</p> <p>①国際社会における国家としての存立にかかわる事務</p> <p>②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務</p> <p>③全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策</p> <p>地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。 (第1条の2第2項)</p>	<p>市町村を包括する広域の地方公共団体として、以下の事務を処理。</p> <p>①広域にわたるもの</p> <p>②市町村に関する連絡調整に関するもの</p> <p>③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの (第2条第5項)</p>	<p>基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理。 (第2条第2項)</p>

※地方公共団体は、一部事務組合を設けることができる。
 ※一部事務組合:事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける組合。
 (第284条第2項)

水道事業の基盤強化を図るための計画(案)と広域的水道整備計画の関係について

	水道事業の基盤強化を図るための計画(案)	広域的水道整備計画(現行法5条の2)
計画趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が、管内の水道事業者における広域連携の推進、施設の更新・耐震化等による水道事業の基盤強化の取組を促進するため、都道府県が主導して策定するもの。 ○計画に従い水道事業者が実施する施設整備・人材派遣等への財政支援を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長期の水道整備拡張の背景の中で、水道の広域的な整備を円滑に推進するため、市町村からの要請に基づき都道府県が策定するもの。 ○計画に基づく広域的水道整備事業について法律補助による財政支援を実施。
策定手法	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村からの要請がなくとも都道府県が策定。 ○関係自治体の理解を得るような仕組みが必要か。 <p>→ 改正水道法5条の3 関係市町村の同意を得て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村からの要請により都道府県が策定。 ○関係自治体との協議、都道府県議会の同意が必要。 ○国に計画の届出。 ○国は必要な助言又は勧告を行うことができる。
主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標及び期間 ②水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、問題点、方策、統合事業者の組合せ等 ③水道事業等の広域連携(事業統合、経営統合、人材派遣、水質の共同管理等)による水道事業の大規模化・人材確保等の推進に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、問題点、方策等 ④統合対象事業者の組合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ①水道の広域的な整備に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標及び期間、方策を含む ②広域的水道整備計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の範囲、現状と問題点、水需要の見通し ③根幹的施設の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・根幹的施設の規模、配置、維持管理、財政等